

『空華日用工夫略集』にみる 14 世紀後半の禅宗庭園観に関する研究

Study on the Zen garden view in the late 14th century with reference to “Kuuge-Nichiyou-Kufuu-Ryakushu”

関西 剛康*

Takayasu SEKINISHI

Abstract: Shushin Gidou (1325-1388), a Zen monk of the Rinzai sect in the Period of North and South Dynasties, was an apprentice of Soseki Musou (1275-1351). Gidou wrote “Kuuge-Nichiyou-Kufuu-Ryakushu,” which is a diary recording the 63 years from 1325 to 1388. In this study, the author delved into “Kuuge-Nichiyou-Kufuu-Ryakushu,” and discussed how Zen gardens were used in the late 14th century. As a result, it was found that there were three main purposes of Zen gardens. The main purposes were to provide the places for (1) zazen (sitting meditation), (2) poem writing, and (3) enjoying the landscapes of spring flowers, autumn leaves, and winter snows. Sometimes, one of these purposes was prioritized, and other times, they were used in a mixed manner. Namely, they were used in a multilayered way. It was found from this study that garden landscapes and sceneries were recognized from the viewpoints of not only Zen precept and practice but also poetic imagination. It was also found that the knowledge base for poetic imagination was influenced by not only Zen Buddhism but also Chinese literatures and philosophies.

Keywords: Zen, Japanese garden, the late 14th century, diary

キーワード: 禅, 日本庭園, 14 世紀後半, 日記

1. はじめに

(1) 研究の着目について

14 世紀前半の禅宗寺院に付随した庭園（以下、禅宗庭園）を対象とした研究は、夢窓疎石（1275—1351）の作庭に焦点を当てた研究等^{1) 2) 3) 4)}として多数存在する。しかし、その後の 14 世紀後半の夢窓示寂後から 15 世紀後半に独立した庭園様式としての枯山水にまで発展する成熟期へと向かうまでの 14 世紀後半から 15 世紀前半に関しては、主に禅宗庭園の変遷に関する文献記録を纏めた著書等^{5) 6) 7)}は見られるが、禅宗庭園がどのように使用され、どう捉えられていたかに関する造園学における位置づけの研究はほとんどない。

本稿は、寝殿造庭園や浄土式庭園の様式から脱却しつつあった創成期の作庭に携わった夢窓の示寂後の禅宗庭園等が、14 世紀後半の過程期ではどのように使用並びに認識されていたかについて研究するため、夢窓の法嗣にあたる義堂周信（1325—1388）が、どう庭園と接したかについて着目した。

(2) 夢窓から義堂の時代へ

義堂の略歴は以下と通りとされる⁸⁾。義堂は正中 2 年（1325）1 月 16 日に土佐（高知県）高岡郡に誕生し、7 歳で『法華経』を習い、8 歳で『臨濟録』を読んだとされる。暦応 2 年（1339）の 14 歳で比叡山延暦寺に登壇受戒して大僧となったが、その頃夢窓の宗風が世間で盛大となり、その高德に心服して、暦応 4 年（1341）に易服して禅宗に帰依し、臨泉寺の夢窓に礼して法衣を受け、この時「周信」と安名した。初めに義堂は、夢窓に高足方外宏遠を任された。その後に義堂は、入元を試みたが叶わず断念し、再び上京、夢窓の許しを得て天龍寺に籍を置いた。康永 3 年（1344）には、宋元 2 代の諸尊宿の五言・七言の絶句数千首の『貞和集』を編纂した。この時 19 歳にして、すでに当時中国において古林清茂を中心とした偈頌を理解していたとされている。観応 2 年（1351）4 月、夢窓の天龍寺に再住するが、同年 9 月に夢窓が示寂すると建仁寺に移籍した。同寺住持の龍山徳見（1284—



写真—1 義堂周信像（木彫、南禅寺所蔵）

1358）は偈頌作成に業を積んでおり、義堂は参じて、その会下に入った。しかし、延文 3 年（1358）龍山も示寂する。

その後、夢窓派実力者であり法兄の春屋妙葩（1311—1388）の命により、延文 4 年（1359）には、初代関東公方の足利基氏の招請に応じる形で最初鎌倉の円覚寺に下向した。以後約 20 年間に渡り鎌倉で活動した。応安 2 年（1369）瑞泉寺・保寿寺住持、応安 5 年（1372）報恩寺住持、永和 3 年（1377）円覚寺黄梅院再住、その期間に義堂は、足利基氏・氏満父子の信任を得たり、上杉朝房・能憲の帰依を受け一方、瑞泉寺住持等を経て鎌倉叢林における指導的立場を確立したとされている。

康暦 2 年（1380）には將軍足利義満の召還により帰京し、建仁寺・等持院、永徳 2 年（1382）大慈院、至徳 2 年（1385）南禅寺の各寺院を歴住している。帰京後の義堂は、義満の側近として、また義満は深く禅宗に帰依したとされている。

(3) 研究目的と対象

本稿は夢窓の法嗣である義堂が夢窓示寂後、どのように禅宗庭園を捉えていたかに焦点を当てて研究するため、義堂自身が著した日記『空華日用工夫集』（今は現存しない）を弟子等が抜書した

*南九州大学環境園芸学部環境園芸学科造園計画研究室

『空華日用工夫略集』を対象に文献研究を行う。同書には義堂が正中2年(1325)の誕生から嘉慶2年(1388)に示寂するまでの63年間の禅僧生活が記されており、記事は史実も多く、中世禅宗を捉えられる重要な史料の一つと考えられている。本稿は、彼の著したこの貴重な史料を基に、夢窓示寂後の14世紀後半の禅宗庭園の使用事項を明らかにすることで、当時の過渡期にある禅宗庭園の使用意図や庭園観等を探るものである。文献調査の対象とした禅宗庭園は、当時の禅宗寺院境内にあった庭園並びに亭等の外構施設も含んでいる。

2. 研究方法

研究方法は、義堂周信の日記である『空華日用工夫略集』を、原著の漢文から書き下し文にした書籍『訓注 空華日用工夫略集』⁹⁾を研究対象に文献調査を実施した。調査項目は、主に第1に禅宗庭園の使用事項に関する記事とし、場合によっては庭園周辺までも含んだ記事とした。第2に義堂の詩作や禅に関する思考事項に関する記事を対象にした。

そして、調査結果を基に、3章に禅宗庭園の具体的な使用のされ方を庭園ごとに整理し、その庭園の使用事項や目的を明確に整理した。4章にそれを夢窓の庭園観や宗教観、文学観と合わせて比較検討することで、義堂の庭園観を把握した。このことから夢窓示寂後の14世紀後半の禅宗庭園の在り方を考察するものである。5章で全体を概観する。

3. 禅宗庭園の使用事項の文献調査の結果

『空華日用工夫略集』による記事から、主な禅宗庭園の使用事項に関する記事の調査結果(表-1)を以下に纏めた。調査の結果、庭園使用の記事は、鎌倉での活動期にあたる貞治元年(1362)から永和2年(1376)までの15年間に10件の記事が、また帰京した晩年期にあたる康暦2年(1380)から至徳3年(1386)までの7年間に11件の記事があった。合計21件の記事の内訳は、瑞泉寺10件(うち建仁寺関連で瑞泉寺の事例記事1件)、西芳寺3件、常在光寺3件、大慈寺3件、等待寺1件、天龍寺1件であった。以下に禅宗庭園の使用事項の記事を庭園ごとに紹介する。

(1) 瑞泉寺庭園の主な使用事項に関する記事

瑞泉寺庭園¹⁰⁾が使用された記事としては以下の通りとされている。まず貞治元年(1362)の春の条には、「春 幕府相公に陪し、一覽亭¹¹⁾に遊んで花を観る。(後略)」と記されており、義堂は足利基氏に随伴して一覽亭で花見をしている。貞治3年(1364)

の条にも、「府君に錦屏山に陪し、看花の席上分題して詩を賦す。曰く朝花、曰く谷花、曰く夢中看山。(後略)」と記されており、やはり基氏に随伴して看花を行い、その席上において朝花、谷花、夢中看山と詩題を分けて詩作している。貞治6年(1367)3月5日条には、「府君及び参佐、古天・大喜二老並びて瑞泉に入り花を賞す。分題して各々詩歌を賦し、或は三首或は二首一首。(後略)」と記されており、基氏と下役並びに、古天周誓、大喜法忻の禅僧らと共に花を賞し、この時も題を分けて詩作している。

応安元年(1368)1月9日条には、「(前略)余康安・貞治の間、福鹿両山に周旋し、湖海の名勝に激請し旁午し、今を商め、語れば必ず終日、坐すれば必ず旦に達す。錦屏に居するに暨び、規矩準繩、行道修禅の暇に、儼し莫逆忘年の侶の至る有らば、則ち引きて一覽亭に登り眺臨吟哦す。その唱酬、或は客之が啓と偽り或は主之が殿と為り、朝に扣き暮に請じて虚日無し。」と記されて、義堂自身が改めて康安・貞治年間(1361-1368)を回顧して、建仁寺と円覚寺に居る時には湖海の名勝を招待や往来したりしては終日、問答や座禅修行に励んでおり、その後に瑞泉寺に来てからは禅院の規則(清規)に準じて座禅修行する暇に、一覽亭に登っては景色を眺めて詩を吟じたとある。義堂は瑞泉寺に来てからは風雅詩作に耽っていたことが窺われているが、同時に反省しているとも考えられている¹²⁾。

応安2年(1369)5月20日条には、『建長正統庵忌斎に赴く。主人無礙と住持石室に告げて曰く、「天津橋新たに成り、但だ恨むらくは境有りて人無きことを。人境兼備するは両和尚に非ずして誰ぞや。請ふ、一覽亭の例に攀り偈を作りて橋の左右に掲げんことを。千載の嘉話ならん」と。(後略)』と記されている。これは義堂が建長寺正統庵の忌斎に赴いた時に、同庵の主人である無礙妙謙と住持の石室善玖に対して、新たに建長寺に完成した天津橋の左右に偈頌が掛かっていることを「境有りて人無き(有境人無)」であることを懸念し、瑞泉寺の一覽亭を事例に挙げて偈頌の詩板を橋の左右に掲げることを告げている。この事から一覽亭には偈頌の詩板が掲げられていたとされ、「有境人無」の境地ではなく「人境兼備」の境地だと考えられている¹³⁾。

応安3年(1370)8月5日条には、「弘至道南遊途中の作数首を出示し、又唐人旭元明の瑞泉一覽亭に題する詩を出す。曰く、”欄干縹緲錦峰頭 塊視三山与十洲 翠玉一峰知華岳 青烟九点見齊州 無窮雲接蒼梧晚 不尽波涵白御風騎氣共仙遊”(後略)」と記されている。来日僧の旭元明(元明元旭)の「瑞泉一覽亭」と題した詩は、「欄干に倚ると広い錦屏山の眺め、じっと仙界の三

表-1 禅宗庭園の使用事項に関する記事 (n=21)

No.	西暦	時期				庭園場所		修行	講義	春の花見	秋の紅葉	眺望	庭園観賞	詩作	偈頌	備考 (随伴者や主な事項)
		和暦	年	月	日	寺院名	具体的場所									
1	1362	貞治	元	春		瑞泉寺	一覽亭			○						足利基氏に随伴して花を観る。
2	1364	貞治	3			瑞泉寺				○				○		足利基氏に随伴して看花の席にて詩作。
3	1367	貞治	6	3	5	瑞泉寺				○				○		足利基氏、古天周誓、大喜法忻が花を賞して、詩作。
4	1368	応安	元	1	9	瑞泉寺	一覽亭					○		○		康安・貞治年間を振り返った記事。
5	1369	応安	2	5	20	瑞泉寺 (建長寺正統庵)	一覽亭 (天淵庵)								○	建長寺正統庵の忌斎において、無礙妙謙と住持石室に、瑞泉寺一覽亭の偈頌の詩板のようにすべきと指導している。
6	1370	応安	3	8	5	瑞泉寺	一覽亭					○		○		「瑞泉一覽亭」と題した元民元旭の詩。
7	1371	応安	4	2	1	瑞泉寺	一覽亭					○				雪の晴れ間夕日や碧色の海、雪の富士山や山々を眺望。
8	1372	応安	5	2	30	瑞泉寺	一覽亭			○	△					氏満は観花の会に赴くが、夢窓国師年譜の講義をさせる。
9	1374	応安	7	10	7	瑞泉寺	一覽亭				○					紅葉の会に赴いて、霜の降りた楓林を眺望する。
10	1376	永和	2	3	14	瑞泉寺				○						観花の会に氏満と上杉中書、墨房周應と少室通量を招く。
11	1380	康暦	2	12	25	西芳寺	諸施設						○			西芳寺の各種施設を観賞して回る。
12	1382	永徳	2	10	13	西芳寺	指東庵	○	○		○			○		紅葉の会のほか、倭漢聯句、坐禅、夢窓国師年譜の講義。
13	1382	永徳	2	10	17	常在光寺	欄橋				○					紅葉の会に義満赴いて老師と欄橋で憩う。
14	1383	永徳	3	3	22	常在光寺	欄橋亭						○	○		雨天に欄橋亭に登り滝を観賞し、詩作。
15	1384	至徳	元	3	8	常在光寺	樹王亭			○						樹王亭で観花の会を催す。
16	1384	至徳	元	9	18	西芳寺								○		義満は禅僧らを随伴。帰るに及び2首詩作。
17	1384	至徳	元	11	22	大慈院	梅亭									義満は梅亭の扁額「南枝」を書す。
18	1384	至徳	元	11	26	大慈院	梅亭									玉岡如金は東門の落成のために東軒に在る庭園を改修。
19	1384	至徳	元	11	晦日	大慈院	梅亭						○	○		義満は梅亭を「好山水なり」と賞し、倭漢聯句を詩作。
20	1385	至徳	2	2	21	等待寺				○				○		義満は観花の会に赴き、倭漢聯句を詩作。
21	1386	至徳	3	3	8	天龍寺	龍門亭			○						天龍寺十境である龍門亭に登り、観花。

山と十洲を見つめる。翠玉の如き峰は五岳の一の華岳に以て、九本の青煙は故国（中国）かと見まがう。きわまりない雲は青桐に接し、尽きない波は秋の青海をひたす。詩作しよう和李白を招き、風にのって共に仙遊する。」と詠っており、中国の景観に思いを馳せて李白を思い詩作をしている。

また応安4年（1371）2月1日条には『大雪。午后雪を掃いて一覽亭に登り、諸公と時を同にす。時に雪晴れて斜暉遠岫に映じ、海水は一帶の碧色、遍界皆白し。独り富士山のみ他山と同じからず。蓋し他山雪ければ則ち此の山独り白し。今は則ち諸峰皆白く此の山のみ独り青し。余感じて云く、「賢士の世に処するや、通斤俗と同じくせず。此の山の類なり」と。乍ち菅根山上に一点の蒼烟の狗の如きを見るも、須臾にして白に変ず。杜陵の句虚しからざるなり。又来るものあり。（後略）』と記されている。義堂はこの日の午後、諸公と共に雪を掃いて一覽亭に登り、雪の晴れ間に夕日や碧色の海、白く見える富士山を含む山々を眺望して、その景色に杜甫の詩句が虚しいほどであると感想を残している。

応安5年（1372）2月30日条には、「早、瑞泉の府君観花の会に赴く。点心罷りて府君と一覽亭に登る。君花を観ず、余をして先師の年譜を講ぜしむ。」と記されている。観花の会に足利氏満は赴いているが、点心を下げて一覽亭に登り、花見をせずに夢窓国師年譜を義堂に講座させている。

また応安7年（1374）10月7日条には、「瑞泉寺の府君紅葉の会に赴く。点心罷り一覽亭に登る。楓林霜を経て錦綵錯雑し、実に一時の奇観なり」と記されており、氏満が紅葉の会に赴いて一覽亭に登り、霜の降った錦の縫いとりのある絹の様な楓林を見て、「奇観なり」と感想を述べている。

永和2年（1376）3月14日条にも、「府君の瑞泉観花の会に赴く。官伴は上杉中書、僧伴は曇芳・少室のみ。」と記されている。瑞泉寺で観花の会が催され、この際には氏満と義堂の外に、官伴に上杉中書、僧伴に曇房周應と少室通量だけが招かれている。

（2）西芳寺庭園の主な使用事項に関する記事

次に西芳寺庭園が使用された記事としては以下の通りである。まず康暦2年（1380）12月25日条には、「早、西芳寺を過り、先ず釣寂庵にて先師像前に炷香三拝す。先師平日用ふる所の道具器皿等、一物も移さず皆此に在り。蒲団は則ち青葛布を以て表と為し、其の余物皆是を称ふ。次に瑠璃殿、次に西来堂、弥陀像前に炷香し罷る。粉壁上を視れば則ち先師書く所の二偈、墨痕新なる如く、之を読んで感有り。次に向上閣を過り指東庵に入れば、則ち壁上には旧熊秀才亮座主に見ゆる画、並びに記を張りしも、既に換へ了るなり。旧本は則ち周位画き、先師書く所の記なり。居僧遊人の為に掠めらるるを恐れ、故に換て之を蔵す。今張る所の画は乃ち位の弟子某の筆にて、記は則ち清溪和尚の書なり。床下の小帳は青布を用ふるのみ。惜しむらくは師の拾ふ所の枯柴片の尚じや存せしを烟らす。碑亭を過り疾く読むこと一遍、次に縮遠亭に登り、更に高く如下坂を上る。勇みて頂に登り至れば、縮遠の二字宛爾たり。九重城の南北東西、粲然として図画中の物の如し。既に下り無縫閣に登り、舍利塔を拝す。塔は乃ち先皇の勅封にして、輒く開くをゆるさず。復た方丈に入り飯す。時に寺周部道人他に之き、老僧某余を留めて飯す。飯罷り壁上に貼る所の先師の遺訓を読む。増々今時の俗礼三十年前と同じからざるを感ず。既にして帰る」と記されている。義堂は西芳寺を釣寂庵、瑠璃殿、西来堂、向上閣、指東庵、碑亭、縮遠亭、如下坂、無縫閣、舍利塔、方丈の順で廻っており、ここで先師が書いた二偈や夢窓疎石の作庭の主旨でもある熊秀才と亮座主の故事の図画と記や遺訓¹⁴⁾等を観賞・拝読している。

永徳2年（1382）10月13日条には、まず「府君の命を承け西芳精舎の紅葉の会に赴く。会は官伴は二条摂政殿・侍從中納言・万里小路中納言・日野兄弟・管領兄弟にて、僧伴は太清・物先・

汝霖・本寺長老善明白等なり。（中略）」と記されており、足利義満の命を受けて紅葉の会が催している。出席者として官伴は二条良基、三条西公時、万里小路嗣房、日野資康と資教、斯波義将と義種らが、僧伴は義堂の他に太清宗渭（1321—1391）、物先周格（？—1396）、汝霖妙佐と西芳寺住持の明白周善らであった。また「点心罷り富士間寮に就き道話す。府君先師の書閣の平日燕息せし所に入り、随身の道具等を歴覧して之を感慕す。斎罷り復た富士間に就き与に話し、且つ和漢聯句す。二条摂政殿の発句に曰く、「松ハタテヌキハ紅葉ノ錦カナ」。府君対句を余に命ず。余曰く、「秋雨麗如糸」と。聯句半ばならんとして君忽ち管領を召し、留めて席に、余を引ききて貯清寮に至る」と記されており、倭漢聯句を詩作している。

そして、『君布を換へて道服袈裟を着、独り指東庵に往き、戸を閉ち坐禅す。前に侍する者は下乗一人のみ。晩に及び下條をして余を召さしむ。余乃ち指東庵に上り君と対話す。先師嘗て此の山を開きし時の年、及び示寂に臨みし時の事を問ふ。余略其の事を説き且つ云く、「詳くは年譜に在り」と。君年譜を借らしめ、余に之を読むことを命じ、感慕已ます。下条を召す。下条も亦門側の林木中に在りて坐禅し、召に応じて至る。君管領をして摂政等を引き、寺外に出て晩食せしめ、君独り持斎して赴かず。夜月出るに及び、乃ち相ひ引きて指東庵を下れば、月影微々たり。林の木陰の中を布襪草履にて下れば、岩前の路峻しく、側歩にて方丈富士の間に帰る。乃ち太清等諸老在り。君命じて坐禅せしめ、摂政の至るを以て限りと為す』と記されており、義満は袈裟に着替えて一人で指東庵に往き坐禅をしており、夜になって義堂を招いて夢窓疎石の西芳寺開山や示寂のことを問い、義堂はその説明を行って、この日はその後も二条良基が晩食から帰ってくるまで坐禅をしていたとある。

また続いて、「四鼓に及び摂政等乃ち来る。復た与に聯句し一百句にて畢り、乃ち各々館処に就く。四更報ずるに及び君の坐禅前の如し。禅罷りて仮寝し、粥罷り又坐禅す。巳時の坐禅と号し、点心の報を以て限と為す。凡そ一時半なり。点心罷りて君起ちて衣を換へ、復た指東庵に上り独坐禅定す。蓋し坐禅に別るるを惜み、且つ開山の遺蔭を慕ふなり。（後略）」と記されており、更に聯句、座禅等を繰り返したとある。

至徳元年（1384）9月18日条には、「大丞相泊ひ諸禅師に陪し西芳精舎に遊ぶ。帰るに及び詩二首を作り、閣下に録呈して曰く、「相国遊山野趣長 故招我輩共林塘 清齋不作陶潜醉 幽賞偏尋惠遠房 雲外桂香飄夜月 岸辺楓葉落秋霜 晩来更愛扁舟興 吹断参差送夕陽」。又曰く、「殘陽欲落水西頭 将相尋山去放船 糸管凌雲天上曲 魚龍舞浪洞庭秋 山開步障重々麗 水濯塵纓汨汨流 自笑不才林下客 追陪王謝忝同遊」と記されている。義満は禅僧らを随伴させて西芳寺に訪問し、帰るに及び2首詩作していた。その詩の内容は、西芳寺庭園だけを対象というよりは、嵐山周辺の遊興地を含めた境地を詠ったようにも考えられるが、以下のように記されている。「相国の遊山は野趣がたつぷり、故に私達を招き林や堤で共に楽しむ。私達は潔斎して陶淵明のように酔わず、静かに風光を愛でて惠遠の如き高僧の庵を尋ねる。雲のかた桂香が月光に漂い、岸辺の楓は秋霜にあつてひらひら落ちる。夕方更に小船を浮かべて興じ、洞簫を吹いて落日を見送る。」と、また「夕日が洛西の大堰川に落ちる辺り、將軍宰相は山を訪ね川に舟を浮べる。琴や笛の音は天上曲の如くすばらしく、魚龍は浪に躍って洞庭湖の秋のよう。山は被衣をぬぐように重畳たる美姿を現わし、清流は名利に汚れた身にさらさらと流れる。私はつい笑ってしまう、無能な隠居の身であるのに、王謝の如き方々のお供をするので」と記されており、中国東晋から南朝宗時代の田園詩人や隱遁詩人と称された陶淵明（365—427）や中国洞庭湖になぞられて詩作している。

(3) 常在光寺庭園の主な使用事項に関する記事

常在光寺¹⁵⁾は当時、室町幕府下で禅院化され、南禅寺住持の隠居住持する寺格の高い臨済宗寺院であった。この常在光寺庭園が使用された記事としては以下の通りである。

永徳2年(1382)10月17日条には、「常在光寺の府君紅葉の会に赴く。君諸老と楓橋に憩ふ。(後略)」と記されている。記事から義満は、常在光寺で紅葉の会を催しており、老師らと楓橋で憩っていた。

永徳3年(1383)3月22日条には、「常在光の請に赴き、泥雨を衝く。諸老と偕に楓橋亭に上り瀑を観る。南禅太清和尚詩有りて曰く、“吟行只覚春山好 不怕春泥汗客衣”。主人龍秋和尚和して曰く、“杜鵑花綻楓橋外 似学山僧着赤衣”。古剣和尚曰く、“樹王亭主相迎笑 道韻如山一衲衣”。余も亦輩に効いて曰く、“諸詎貪看千丈瀑 不知飛雪湿禅衣”と。」と記されている。義堂は老師らと雨天に楓橋亭に登り滝を観ている。ここでまず南禅寺住持の太清宗渭は「詩を吟じつつ行けば春山のすばらしさが味わえ、泥で旅衣が汚れるのも気にならぬ」と詠み、続けて常在光院住持である龍秋周澤(1308-1388)が「つつじの花が楓橋亭の向うに咲き、拙僧にまねて赤い衣を着ているようだ。」を読み、更に建仁寺住持の古剣妙快(?-?)も「楓橋亭の主の龍秋周澤がにこにこ出迎え その道風は山のように高いがつづれ衣。」と詠んだ。そして義堂も真似て「うなずいて千丈の滝をじっと見つめ、しぶきで衣が濡れるのも無頓着」と詩作している。

至徳元年(1384)3月8日条には、「府君の命を以て常在院観花の会に赴く。斎罷り、君洵諸老皆後山の樹王亭に上り花を観る。君管領をして諸従者を領し、下館に就き燕を作さしむ。君赴かず留りて亭上に在り。諸禅長老と道話し、晩に及びて去る」と記されている。義満の命に応じて、義堂は老師らと樹王亭で観花の会をして夜まで談話している。また『余曰く、「府君天資道に近し。酒燕に赴かず独り諸老と話し、清浄会を作すこと斯の如し。亦希有ならずや」と。是の日、花過半は凋残す。府君密かに余に謂て曰く、「日は則ち吉し、花則ち落つ」と。蓋し龍秋和尚日の花の時節を過ぎしに拘るを戯れしなり。余笑ひて曰く、「観花は則ち盛開を以て吉日と為すなり」と。龍秋天性毎々日時の吉凶をトす。所以に此の戯有るなり。府君の話叢林の楞嚴頌に及び、年貌・衣裳・音声の三者備はりて、人を得たりと為す云々」と記されており、義満、義堂、龍秋らの話は観花から叢林の楞嚴頌まで及んだ。

(4) 大慈院庭園の主な使用事項に関する記事

六角の大慈院庭園が使用された記事としては以下の通りである。まず至徳元年(1384)11月22日条には、「鹿苑の府君誕生祈禱の場に赴く。府君余の請の為に、大梁・南枝の四大字を書く。大梁は乃ち上杉武庫の道号にて、南枝は蓋し大慈梅亭の扁なり」と記されている。義満が「大梁」は上杉武庫(憲孝)の道号のために、「南枝」は梅亭の扁額のために書している。

至徳元年(1384)11月26日条には、「大慈院の東門落成し、玉岡至る。東軒の仮山を改築す。蓋し新門に対する為なり」と記されており、大慈院東門の落成のために、玉岡如金(1332-1402)は東軒にある庭園を改築したとある。

至徳元年(1384)11月晦日条には、『府君臨駕し余且らく迎接す。君曰く、「好山水なり」と。引きて梅亭に上れば、廼はち君の書きし所の南枝二字、新に南軒に掲ぐ。軒前の梅花恰も好く、南枝に開綻する者兩三萼、喜ぶべきなり』と記されており、義満から「好山水なり」と賞され、梅亭に登れば義満が書した「南枝」の扁額が南側の軒に掛かっており、軒前の梅花も花のつぼみが開き始めて、喜ぶべきことであった。そして『君曰く、「十余年前此に至る。風景彷彿として記すべし」と』とあり、義満は「10数年前に來たが、今の風景はとして記念すべき」と記されている。続けて「点心の官伴は撰相等三五輩、僧伴は普明国師・性海・太清

等十余人なり。点罷り復た南枝に会し、倭漢聯句一百句なり。斎訖り道話に刻を移す。官駕乃ち環る。発句に二条殿曰く、“カスヤ千代名モ玉松ノ霰カナ”府君余に命じて第二句を続けしむ。例なり。曰く、“歳晩喜回春”。府君曰く、“チル比ノ花ヤ山チフカクスラン”。余曰く、“鞋香草欲匂”。二条曰く、“雪ノアユミハアトモシラレス”。府君曰く、“ケサミツル花ハムカシニチリナシデ”。国師曰く“春遊跡易陳”。二条曰く、“秋ノ田ノミツホノ国モヲサマリテ”。太清曰く、“晷旒拌紫宸”と」と記されており、梅亭に戻り和漢聯句を詩作している。初めに二条良兼が「数も千代で目出度く、名も玉とつく玉松の霰のように梅が綻びている。」と詩作すれば、義満は義堂に命じて「年の暮れなのに(一座に)春がめぐって来て嬉しい。」とし、そして義満は「散る頃には落花が山路を隠すことだろう。」とし、義堂は「草鞋が芳草で匂うほど」とし、次に二条良基は「雪中の足跡は消えて分からぬ。」と詠い、義満は「今朝見た花はとくに散ってしまい、」とし、春屋妙葩(智覚普明国師、天龍寺住持1311-1388)は「春の野遊びは足跡(工程)はともすると陳腐になり易い。」とし、二条良基は「とり入れの豊かな日本の国もよく治まって。」として、最後に太清宗渭は「貴族(良基らをさす)は紫宸殿で拝朝する」と詩作している。

(5) 等持寺庭園の主な使用事項に関する記事

他の禅宗庭園としては等持寺庭園がある。この庭園の使用された記事としては以下の通りである。至徳2年(1385)2月21日条には、『等持寺府君観花の会に赴く。(中略)余乃ち等持に赴く。少頃して君至り、余及び無求・相山を別座に召して点心す。自余は性海・独芳並びに二条殿等なり。客堂に於て官伴・僧伴各若干衆、倭漢聯句一百句にて席散ず。(後略)』と記されている。等持寺に観花の会のため義満らと赴いており、この時にも南禅寺住持の性海靈見、天龍寺住持の独芳清曇、二条良兼らが出席して倭漢聯句を詩作している。

(6) 天龍寺庭園の主な使用事項に関する記事

また至徳3年(1386)3月8日条には天龍寺に関する記事として、「大丞相府君龍門亭の観花に陪す。(後略)」と記されている。この記事では義満に随伴して義堂は、天龍寺十境¹⁶⁾の一つでもある龍門亭¹⁷⁾に登って観花している。

4. 各庭園の用途に関する意識調査とその考察

文献調査の結果から禅宗庭園には、大きく3つの用途がみられた。主な用途は、第1に禅の修行の場としての境地、第2に倭漢聯句や偈頌を詩作する場としての風雅な境地、第3に春の観花や秋の紅葉、冬の雪景色等の花見や眺望景観を楽しむための遊興の境地であり、時には単独で、また時には混在して使用されていた。

また調査結果である21記事における各項目(座禅・講義・春の花見・秋の紅葉・眺望・庭園観賞・詩作・偈頌)は、年代に関係なくほぼバラツキのある状態で分布していた。このことから、貞治元年(1362)に最初の記事があることから、義堂が鎌倉に赴任した延文4年(1359)頃からは、すでに3つの用途による使用がされ始めたと考えられるであろう。

次に3つの用途に関して、『空華日用工夫略集』の中で義堂はどう位置付けているかについて、以下に纏めてみた。

(1) 禅の修行にみる庭園観

義堂は禅の修行について、貞治6年(1350)10月13日条に『余自ら記して曰く、「昏鐘鳴れば座禅し、定より出で之けば灯を点じて経書を読み、睡を以て限と為す。鶏鳴に趁ひ園に登り、帰って自ら火を撥げ炭を添へ湯を焼き盥手洗面し、先づ祖を礼して九拜、次に仏を礼して三拜、且つ必ず跪誓して曰く、「我今身より仏身に至るまで、尽未来際外道二乗の見到に墮ちず、一切衆生を済度し、他を視ること親疎一の若くせん。仰ぎては大型を願ひ、俯しては慈憫を垂れ、加被救護、此の願を退転せしむること勿かれ」と。

次に焼香一炷し、普同一切衆生に回向す。既にして案に就き復た古書を読み、粥鼓の鳴を以て期と為す。余二十年以来率ね以て常と為し、則ち日用中に於て必ずしも特記せざるなり。然れども之を記さざれば則ち日用の事備はらず。故に是の時に於て之を記し、以て自ら警め怠らざらしめんことを要す。余平日の案内猶ほ懸磬の如し。長物を蓄へず尤物を玩ばず、若し人の睨ふ所あらば、犮茶苦果と雖も独り之を受けずして衆と共にす。亦余り有らば則ち之を隣封或は友社に遺し、以て清澹の樂を同じくするのみ』と記されている。この記事まで義堂は日記の中に、改めて記述はしていなかったが、実は日常的に厳しい座禅修行を20年以来続けてきたと記述している。

また応安3年(1370)9月晦日条にも、「(前略)今夜四更坐禅僧無し。凡て禅院は大小と無く坐禅を以て務と為す。況んや当時は先師の開基にして、専ら坐禅為すなり。(後略)」と記されており、座禅修行を怠っている僧に対して、夢窓が開基した時から現在までも座禅が修行であり、その大切さを記述している¹⁸⁾。

このことから、永徳2年(1382)10月13日条に義満が西芳寺指庵庵で座禅や講義を聞いたように、日常的に建築や庭園に於いても、禅の修行がされていたものと考えられ、やはり夢窓示寂後も禅宗庭園は禅の修行の場とすることは第一と考えられた。

(2) 倭漢聯句や偈頌を制作する場としての庭園観

夢窓が、嘉暦2年(1326)2月の瑞泉寺の創建や、暦応2年(1339)2月に西芳寺庭園を禅院とし中興に努めた当時から、それらの庭園に偈頌等を作っている。偈頌とは詩句の形式をとり、仏徳の賛嘆や教理を述べたものである。瑞泉寺の場合には、総勢133名にも上る五山住持を歴任した禅僧から無名の人物までもが詠った偈頌を編纂した『徧界一覽亭記』が作られた¹⁹⁾。この『徧界一覽亭記』から、瑞泉寺一覽亭は仏法護持のための、あるいは禅の境地を把持し漂泊するための舞台であり、亭の立地条件がこのような行為を遂行するのに適う環境であったとすることが窺われている。夢窓にとって禅宗庭園は、造物主の所作と相対的に論じられるべき禅の境地であったと考えられている²⁰⁾。

しかし、夢窓示寂後の禅宗庭園は、禅の境地でありながらも、風雅漂う五山文学の制作場所にも兼用されていると考える。庭園に関する偈頌の記事は、応安2年(1369)5月20日条の建仁寺正統庵において瑞泉寺一覽亭に掛かる偈頌の詩板の事例に出した1件しかなく、後は倭漢聯句を主とした詩作の場としての用途であるため、庭園での詩作内容に移行があったと考える。夢窓の14世紀前半には、宗教的な「偈頌」を主に制作していたが、義堂の14世紀後半になると宗教的内容は減少して風雅な内容に移行している。同じ庭園の捉え方も詩作同様に捉えられているものと考えられる。ただし、詩作は風雅を増すことで仏教性が薄れたと言っても、あくまで庭園も修行の場であると考えられるため、2つの考え方による重層的な捉え方がこの頃から形成されたものと考えられる。つまり禅修行と詩作の場所は同じでも、主目的は禅の修行場であり、禅を補うために同庭園でも詩作することが思考され始めたのがこの時期からと考える。

この重層的思考は、義堂が文学に秀でたことにも影響していると考えられる。日本の五山文学を代表する文学僧である義堂の詩は、すでに彼の存命中に本場中国に広く知れ渡っていたとする記事が、応安8年(1375)3月18日条にある。これには、『淨智の無聞聡知客来る。其の本質を問へば乃ち薩州の人なり。話して曰く、「嘗て江南に入り、瑞侍者と楚石の会中に会ふ。会中に公の作る所の詩章を多く見る。楚石謂ふ、「是れ入唐者の作る所なり」と。郷人皆然らずと曰ふも、楚石信ぜざること乃ち再三なり。乃ち曰く、「日本国に此郎有りとは謂はざりき」と』と記されている。これは無聞普聡が、楚石梵琦の会下に会った際、義堂作の詩文が多くあるのを見た。来日僧の楚石は「これは入唐者の作る仕事なり」

と言ったが、会下の日本人は無聞を初め、共に参じた介然中端も「この人は入元した経歴のない人である」と言った。しかし、楚石は中々信じないで再三問答の末に、信じられない様子で、「日本にこれ程の人物がいるとは思えない」と告げたとされている²¹⁾。

また永和2年(1376)4月20日条には、『僞伯英・祥登侍者至る。蓋し近ごろ江南より来るなり。英曰く、「比る中国に在りて多く公の作る所の詩文を見る。唐人皆称道す」と』と記されていて、中国江南より伯英徳僞と大年祥登が来て、伯英が中国に居て多くの義堂の詩文を見て、中国人が賞賛していると告げている。これらの記事から義堂の詩文はすでに中国僧や江南において高く評価されていたことが窺われている。

それでは、その義堂にとって、詩作する行為はどのようにとらえられていたのだろうか。応安2年(1369)9月2日条には、『二三子の為に三体詩法を講ず。因て告げて曰く、「凡そ吾が徒の詩を学ぶは、則ち俗子の及第等の為ならず。蓋し七仏以来皆一偈を以て意を見はす。一偈の格に俗子の詩を仮りて作るのみ。諸子之勉めよ。又詩は吾が宗を補ふことあり。翹に吟詠のみにあらず』と記されている。義堂は、日本では奈良時代よりの式部省での詩を課するために春期と秋期に行われる試験に合格する文章生のように詩を学ぶのではないと考えられている²²⁾。これは座禅や問答等の修行を禅宗としては主行為として悟りの境地へとするが、詩作の行為は禅を補完するものであり、ただの風雅趣味の吟詠だけではないとの考えであるとされる。義堂の解釈は、禅宗庭園は禅修行の場としても、禅宗庭園で詩作する行為自身も禅修行を補完する役割を担っていると考えていることになり、禅宗庭園における行為としては相違があるが、禅の悟りへと導く方法としてはこの2つの行為は矛盾しないと理論的に拡大解釈で考えている。

また応安3年(1370)8月4日条には、『余石屏に在り。山中の諸公来遊し、帰整侍者送行詩を改むることを求む。余其の俗の甚だしきを以て別作を請ひ、因て諸公に話して曰く、「今時の僧詩は皆俗様なり。高僧詩を学ぶが最も好し。今の僧詩は例に士大夫の体に学ぶ。尤も笑ふべし。官様の富貴、金玉の文章、衣冠高名崇位等弊尤多し。弊なれば則ち必ず跡生ず。跡生ずれば則ち必ず改め、古の高僧の風に復るが可なり」と。鬼窪の子息の小童来り、父の海上居士を尋ぬ。父子の為に点心を排弁す。上杉兵部来り霜台の上表・鬼窪隠世の事を謝す』と記されている。義堂は今の僧の詩は常に士大夫の詩体を学んでいることを戒めており、もっと古の高僧の詩体を学ぶことが良いと記載している。

しかし、これは夢窓の考え方とは異なるものである。夢窓の暦応2年(1339)5月に制定された『三寺院遺誡』の最初には、「其れ心を外書に酔はしめ、業を文章に立つるが如きは、此れは是れ剃頭の俗なり。似て下等とするに足らず」と記されている。夢窓自身は、最初に漢文学に溺れることは、修行の妨げであると考えていた。しかし、そうした考えも夢窓晩年には、詩文制作を行う来日僧による漢文学の受容が五山文学へと発展することにより、この文学文化を認めることになる。この心境の変化が、彼の晩年の『夢中問答』の中に、「詩歌管弦其のしなことなれども、人の心の邪悪なるを調て、清雅ならしめんためなり」として人心を清雅するとの条件によって、詩文を肯定する考え方を容認し始めている。しかし夢窓の本心は、「しかれども今時のやうにをみれば、これを能芸として、我執をおこさるの故に、清雅の道はすたれて、邪悪の縁とのみなれし」と、詩文に傾倒していく禅僧の姿勢に対して、禅修行の妨げになると嘆いたとされている。調査結果では、夢窓示寂前から示寂後のように、義堂は庭園において聯句等の詩作を行っており、夢窓は詩文に傾倒しすぎないように注意しつつも、義堂とは初めから根本的に詩文に対する考え方が異なっており、示寂後は義堂の拡大解釈の方針が禅林では一般化していくものと考えられる。

(3) 花見や景観を楽しむための遊興の境地

文献調査から、春の観花や秋の紅葉、冬の雪景色、眺望、滝の観賞等の記事が検出できたが、これらはほぼすべて、禅僧・武家・公家等による複数人数で臨んでおり、禅宗庭園がサロン化していたことが改めて窺われた。

次に、各庭園は観賞するための施設が存在することがほとんどであった。西芳寺の座禅堂として建立された指東庵以外は、瑞泉寺の一覧亭からの眺望、西芳寺の縮遠亭からの眺望、常在光寺の楓橋亭からの紅葉観賞と樹王亭からの観花、大慈院の梅亭での梅花、天龍寺の龍門亭からの戸難瀬の滝の観賞等は、観賞並びに休憩するための拠点施設であり、それらが同時に詩作するための拠点ともなっていたと考えられる。

また、応安4年(1371)2月1日条の記事で瑞泉寺の一覧亭からの眺望景色に対して、杜甫の詩句が虚しいほどであるとの感想や、至徳元年(1384)9月18日条の記事で西芳寺での詩文に陶淵明や中国洞庭湖に模して表現していることから、中国の詩人や景観による解釈で庭園や周辺環境を認識していた。ちなみに、永徳2年(1382)正月5日条には、「暁来小雪庭松に蒙り、宛も老人の頭白の如し。感有り因て坡詩を吟ず。(後略)」と記されており、雪が小松に降り積もった景色を老人の白髪頭のように感じたことで、蘇東坡の詩を詠んだと記している。これらのことから中国文学に影響を受けた義堂らの五山文学僧の影響が、庭園環境の解釈に表れていると考えられる。

また応安5年(1372)正月10日条の記事には、義堂の庭園観が窺える。記事の最初に『(前略) 余報恩新寺に往き土木を視る。或る人勤めて曰く、「遍ねく諸方園中より珍木異石を取り、泉水の備と為さば、日ならずして必ず栄観を成さん」と。』とあり、義堂が報恩新寺の庭園造営を見に行った際に、ある人物が多くの諸庭園から珍木怪石を取り、泉水を備えた庭園はきっと栄観だろうと述べたとある。それに対し義堂は、『余之を却けて曰く、「樹石等の物は人々自ら植ゑ、以て珍玩に充つ。而るに之を取るは之を豪奪と謂ふ。余誓て人の蓄ふる所を取るを欲せず。但だ野樹村花を以て、随得随移せば則ち足る。(中略)』とし、樹木や景石等は人々が自ら植えたり据えたりして、それが珍木や名石等となるものを、それを他の庭園等から強奪することは欲しないようにすべきとして、自然の植物を随所に移植すれば事が足りるとしている。また『「古人云く、“一年の計に穀を種ゑ、十年の計に樹を種ゑ、百年の計に徳を種ゑ” 故に東坡に種徳亭の詩有り。人の最も種うべき者は徳なり。但だに自ら現当の福を得るのみならず、児孫も亦其の賜を受けん」と。』とあり、庭園並びに人徳の形成は百年の計を図る方が理想的と考えていた。

5. おわりに

14世紀前半の夢窓の頃の禅宗庭園は、禅の所産としての庭園の創造を行い、座禅等の禅修行の助けとなる仕様を考案した。しかし夢窓示寂後、同世紀後半にその庭園等を受け継いだ義堂の庭園使用は、夢窓が考案した方法論を拡大解釈し、夢窓の目指した宗教性に、中国よりの渡来僧も習得していた優れた大陸文化の文学性を併せた重層的認識によったものとした。義堂は夢窓の示寂後も座禅修行等を基本的に第一と考えてはいた。しかし、義堂は優れた自然や庭園の理想郷を文学で表現することで、禅の修行の手助けと考えるようになった。しかし、そのことにより、武家・公家階級とのサロンの交流は盛んになった。そのためにも、禅宗庭園は文学とともども大いに利用された。夢窓の時期にも、禅宗庭園に景観の拠点となる亭等の施設が建立していたが、それは新たに詩作等を行う場としての休憩場所ともなり、禅宗庭園がサロン化していったと考えられる。そのため、義堂における禅宗庭園は、禅修行・詩作・観賞の重層的拠点として存在することとなった。

謝辞：本稿は、独立行政法人日本学術振興会の平成21～23年度科学研究費補助金(基盤研究C)課題番号21580047「中世禅宗庭園の成立要因に関する研究—中国臨済宗による思想的背景とその影響—」に基づいた研究であり、関係各位に誠に感謝致します。

補注及び引用文献

- 1) 澤田天瑞(1976)：庭園の背後思想と構成に関する研究(XI)：夢窓国師と永保寺庭園の構成について(その1)：造園雑誌40(2), 13-21
- 2) 澤田天瑞(1977)：庭園の背後思想と構成に関する研究(XI)：夢窓国師と永保寺庭園の構成について(その2)：造園雑誌40(3), 2-10
- 3) 澤田天瑞(1977)：庭園の背後思想と構成に関する研究(XIII)：夢窓国師と西芳寺庭園の構成について：造園雑誌40(4), 24-31
- 4) 河原由紀・宮内泰之(2008)：夢窓疎石に関わる庭園の空間構成に関する一考察：瑞泉寺庭園と西芳寺庭園を事例として：日本庭園学会誌(18), 111-116, -03-31
- 5) 外山英策(1934)：室町時代庭園史：詩文閣出版
- 6) 久恒秀治(1967/1968/1969)：京都名園記 上巻/中巻/下巻：誠文堂新光社
- 7) 重森三玲・重森完途(1971)：日本庭園史大系 第3巻鎌倉の庭(一)/第4巻 鎌倉の庭(二)，社会思想社
- 8) 玉村竹二(2003)：五山禅僧伝記集成 新装版：思文閣出版，85-95
- 9) 蔭木英雄(1982)：訓注 空華日用工夫略集：思文閣出版
- 10) 瑞泉寺は鎌倉市二階堂にあり、山号を錦屏山といい、嘉歴2(1327)に二階堂道蘊が夢窓疎石を開山として建立した。足利基氏は中興開基である。
- 11) 瑞泉寺の背後の山にあった偏界一覧亭のことである。嘉歴3(1328)年に夢窓疎石が創建し、永享11(1439)年春に一度は焼失したが、嘉吉2(1442)年8月に再建された。しかし現在では徳川光圀も再建したものの現存していない。
- 12) 前掲9)，pp31
- 13) 野村俊一(2004)：瑞泉寺偏界一覧亭をめぐる社友形成と詩板制作：日本建築学会計画系論文集第586号，155-162
- 14) 西方遺訓と考えられる。
- 15) 足利尊氏は、常在光寺を創立し、同時に池泉庭園を造営したことは、『園太暦』の観応2年(1351)10月14日条にある。しかしその後の徳川幕府では、慶長8(1603)年7月、隣接する知恩院を徳川家康は、徳川家の香華の寺院として定め、一大伽藍の建立を発願した。そのため常在光寺は、朱雀西院(現右京区)に替地100石を賜って、京都相国寺に移された。江戸期の間にも度々改修された現在の知恩院方丈庭園は、もともと常在光寺庭園を改修して造営されたものとされているため、旧跡の池庭を大改修して作庭されたのが今日の大方の認識である。知恩院方丈庭園は現在、江戸初期に作庭されたものと考えられている。しかし、尊氏造営の常在光寺時代の庭園が存在していたことも事実であるため、同時に史跡としても捉えられている。(重森三玲(1974)：日本庭園史体系 鎌倉の庭(二)：思想社，94-95/平凡社編(1997)：京都・山城寺院神社大辞典：平凡社，470pp)
- 16) 『夢窓国師語録』に天龍寺十境と題し、夢窓疎石の詩偈が掲載。
- 17) 天龍寺多宝院の南、亀山の麓で大堰川を見渡せ、三級巖を望めた位置にあったとされる龍門亭は、京都嵐山にある戸難瀬の滝を観賞するために建立された亭ともされている。外山英策(1934)：室町時代庭園史：思文閣，404pp
- 18) 前掲13)，155-162
- 19) 外山英策(1934)：室町時代庭園史：詩文閣出版，361-363
- 20) 野村俊一・小栗恒・田路貴浩(2003)：『偏界一覧記』の成立と偏界一覧亭の意味について—夢窓疎石の庭園観(5)：日本建築学会学術講演梗概集(東海)，21-22
- 21) 前掲8)，650-651
- 22) 前掲9)，53pp